

<内縁関係調整調停>

1 概要

事実上の夫婦関係にある当事者間で、内縁関係の解消について当事者間で話し合いをしてもまとまらない場合や話し合い自体ができない場合に、家庭裁判所の調停手続を利用することができます。

調停手続では、内縁関係の解消のみではなく、解消に際しての財産分与や慰謝料についてどうするかといった財産に関する問題も一緒に話し合うことができます。

また、内縁関係を解消した方がよいかどうか迷っている場合にも、この調停手続を利用することができます。

2 申立人(申立てができる人)

内縁の夫
内縁の妻

3 申立先

相手方の住所地の家庭裁判所

(ただし、相手方との間で担当する家庭裁判所について合意できており、管轄合意書を提出していただいたときには、その家庭裁判所でも対応することができます。)

相手方の住所地が京都府内の場合の申立先は、次のとおりです。

(相手方の住所地)	(申立先)
下記以外の市町村	京都家庭裁判所
南丹市(旧美山町を除く)、亀岡市、船井郡	京都家庭裁判所園部支部
舞鶴市	京都家庭裁判所舞鶴支部
宮津市、京丹後市、与謝郡	京都家庭裁判所宮津支部
福知山市、綾部市	京都家庭裁判所福知山支部

相手方の住所地が京都府以外の場合の管轄については、[裁判所ウェブサイトの裁判所の管轄区域](#)をご覧ください。

4 申立てに必要なもの ※

チェック欄

①	収入印紙・・・1200円分	
②	連絡用の郵便切手・・・140円切手×相手方数 84円切手× 8枚 10円切手×10枚 5円切手×10枚 2円切手×10枚 1円切手×10枚	
③	申立書・・・原本1通, 写し1通	
④	資料5-1 進行に関する照会回答書(申立人用)	
⑤	資料6 現住所及び送達場所等の届出書(場合によっては現住所秘匿の上申書)	

提出の際には、必ず資料7「調停で書類を提出される方へ」を予めご確認ください。

※ ここに記載しているものは、審理のために標準的に必要なものであり、事案によってはこの他の書類等の提出をお願いすることがあります。

5 その他

【郵送提出の場合の宛先(支部を管轄とするものを除く。)

郵便番号 606-0801

京都市左京区下鴨宮河町1番地

京都家庭裁判所 家事申立受付(事件係) あてに送付してください。

【問い合わせ】

電話番号 075-722-7211(代表)

京都家庭裁判所 家事申立受付(事件係) (受付後は担当の調停係にお問い合わせください。)